

[事案 29-159] 契約無効請求

・平成 30 年 2 月 20 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 29-160] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

変更後の保険料が高すぎることを理由に、契約変更を無効とし、変更前契約に戻すよう求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成元年に契約した終身保険の医療特約を平成 28 年 9 月に医療保険に変更したが、以下等の理由から、契約変更を無効とし、変更前契約に戻して欲しい。

- (1) 老後のことを考えると良いと思い、契約したものの、よく考えてみると、年金生活になったときに保険料の支払いが困難になると思った。
- (2) 募集人の説明不足があった。

<保険会社の主張>

募集人は、2 回にわたり、保障設計書を交付して、保障内容のほか保険料払込期間が終身となることや保険料の額を説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約変更時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等により申立人が保険料について誤信して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。